

・追加

平成 26 年度東京都 I 類 憲法

「私人間における人権保障に関して、私人間適用を認める 2 つの考え方とそれぞれの問題点について、三菱樹脂事件及び日産自動車事件の最高裁判決に言及して説明せよ。」

→「速習！憲法」 p 34～38 に十分な説明があります。

・修正

P 187 3-34 の図中            × 自立解散権説    ○ 自律解散権説

P 203 3-43 のタイトル    × 懲戒処分            ○ 懲罰

面接雑感

今年も特別区 I 類と東京都 I 類 B の面接カード（シート）の最初の質問は「これまで力を入れて取り組んだことは何ですか」というもので例年と代りがありませんでした。

これは「コンピテンシー」という、7～8 年前に最初に国家 I 種（国家総合職）試験で採用された、受験生の過去の経験から職務達成能力を測るという人物考査の方法です。

私の講義では 1 回目の授業でこの話をして、受講生には何らかの「ボランティア」をすることを進めています。実

実際、面接では、いつ、どこで、どれ位の期間したのか、どうやってそのボランティアを探したのか、宿泊はしたのか、したとすればどこに宿泊したのか、そのボランティアから得たものは何か、反省点はあるか。その反省を生かすにはどうすればいいか等、かなり突っ込んだ質問をされた人もいます。これらは実際にボランティアをしていないと応えられないでしょう。

皆さんも、時間を見つけて是非、実際にボランティアをして下さい。

以前の国税専門官試験では、かなり厳しく本当に国税専門官になる意思があるかが問われていました。「税務署訪問」（国家一般職の官庁訪問とは異なり、採用とは無関係で、試験要項にも記載がありません）したかを聞かれ「していません」と答えると、「君は本当に国税専門官になる意思があるのか、他の職種が第 1 志望

ではないのか」と突っ込まれていました。

ところが、ここ2～3年辞退者が多かったことが影響しているのか、大きな変化がありました。昨年の最終合格者（現在和光市で研修中）は、大学時代ゴルフ部だったことから、約15分ゴルフの話をして終わりました。今年の受験生も15分くらい世間話をして終わっています（合格発表はまだです）。

来年もそうだといいんですが、あてにはなりませんから国税専門官試験では1次試験が受かったら、必ず「税務署訪問」はして下さいね。

調査・査察・徴収の3部門のうち、自分がしたい仕事と、その理由をしっかりと確立しておくことが大切です。